

令和5年3月定例会

教育長追加報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

- ク 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ケ 久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則について（「久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正」部分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- コ 久喜市いじめ問題発生報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙

## ク 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、適応指導教室相談員」及び「、適応指導教室訪問相談員」を削り、「適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に改め、「、適応指導教室訪問指導員」を削り、「適応指導教室室長」を「教育支援センター所長」に改める。

別表第3 休日夜間急患診療所（嘱託薬剤師）の項、休日夜間急患診療所（嘱託看護師）の項及び休日夜間急患診療所（嘱託事務員）の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



別表第3(第13条関係)

職種	報酬額
保健事業推進員(保健師、助産師)	1勤務 7,000円
略	略

別表第3(第13条関係)

職種	報酬額
休日夜間急患診療所(嘱託薬剤師)	1勤務 20,000円
休日夜間急患診療所(嘱託看護師)	1勤務 11,500円
休日夜間急患診療所(嘱託事務員)	1勤務 9,500円
保健事業推進員(保健師、助産師)	1勤務 7,000円
略	略

ケ 久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則について  
 (「久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正」部分)

久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(久喜市長の職務を行う者の順位に関する規則の一部改正)

第1条 久喜市長の職務を行う者の順位に関する規則(平成22年久喜市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

(久喜市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成22年久喜市規則第10号)の一部を次のように改正する。

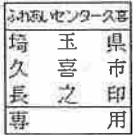
第2条第1項の表教育委員会の項を次のように改める。

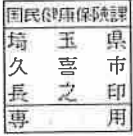
教育委員会	1 教育委員会所掌に係る予算の執行に関すること。 2 教育委員会所掌に係る公の施設の使用料等及びその所掌に係る行政財産の目的外使用料の徴収、減免及び還付に関すること。 3 普通財産(教育財産であったもので、市長が指定するものに限る。)の管理に関すること。
-------	---

(久喜市公印規則の一部改正)

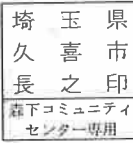
第3条 久喜市公印規則(平成22年久喜市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表(2)職印の表国民健康保険課専用埼玉県久喜市長之印の項及びふれあいセンター久喜専用埼玉県久喜市長之印の項を削り、同表環境経済部専用埼玉県久喜市長之印の項の次に次のように加える。

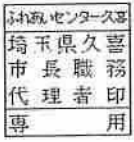
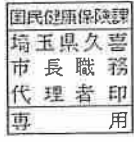
ふれあいセンター久喜専用埼玉県久喜市長之	方21 	ふれあいセンター久喜に	市民課(総合窓口)長 載事項証明専用
----------------------	--	-------------	-----------------------

印				
国民健康保 険課専用埼 玉県久喜市 長之印	方 2 1		国民健康保険課の所管に 係る諸証明並びに保養施 設利用券及び助成券専用	国民健康保険 課長

別表（２）職印の表菖蒲総合支所専用埼玉県久喜市長之印の項の次に次のよ  
うに加える。

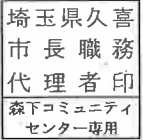
森下コミ ュニティ センター 専用埼玉 県久喜市 長之印	方 2 1		森下コミュニティセン ターにおいて発行する 住民票記載事項証明専 用	市民課（総 合窓口）長
---	-------	---	---	----------------

別表（２）職印の表森下公民館専用埼玉県久喜市長之印の項、国民健康保険  
課専用埼玉県久喜市長職務代理者印の項及びふれあいセンター久喜専用埼玉県  
久喜市長職務代理者印の項を削り、同表環境経済部専用埼玉県久喜市長職務代  
理者印の項の次に次のように加える。

ふれあいセ ンター久喜 専用埼玉県 久喜市長職 務代理者印	方 2 1		市長職務代理者執務のと き市長印に準じて用い る。	市民課（総合 窓口）長
国民健康保 険課専用埼 玉県久喜市	方 2 1		市長職務代理者執務のと き市長印に準じて用い る。	国民健康保険 課長

長職務代理者印				
---------	--	--	--	--

別表（２）職印の表菖蒲総合支所専用埼玉県久喜市長職務代理者印の項の次に次のように加える。

森下コミュニティセンター専用埼玉県久喜市長職務代理者印	方21		市長職務代理者執務のとき市長印に準じて用いる。	市民課（総合窓口）長
-----------------------------	-----	---	-------------------------	------------

別表（２）職印の表森下公民館専用埼玉県久喜市長職務代理者印の項を削る。

（久喜市人事事務取扱規則の一部改正）

第4条 久喜市人事事務取扱規則（平成22年久喜市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表（注）中「総務部人事課、財政部財政課」を「総合政策部企画政策課、総務部人事課」に改める。

（久喜市予算事務規則の一部改正）

第5条 久喜市予算事務規則（平成22年久喜市規則第60号）の一部を次のように改正する。

本則中「財政部長」を「総合政策部長」に改める。

別表第1（注）6中「財政部長、財政部副部長」を「総合政策部長、総合政策部副部長」に改める。

（久喜市財産規則の一部改正）

第6条 久喜市財産規則（平成22年久喜市規則第69号）の一部を次のように改正する。

本則中「財政部長」を「総務部長」に改める。



第6条第1項中「アセットマネジメント推進課長」を「庶務課長」に改める。

(久喜市庁舎管理規則の一部改正)

第7条 久喜市庁舎管理規則(平成22年久喜市規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1本庁舎の項中「財政部長」を「総務部長」に、「財政部アセットマネジメント推進課長」を「総務部庶務課長」に改める。

(久喜市福祉事務所処務規則等の一部改正)

第8条 次に掲げる規則の規定中「健康・子ども未来部」を「子ども未来部」に改める。

(1) 久喜市福祉事務所処務規則(平成22年久喜市規則第73号)第2条並びに第4条第3項の表及び同条第4項

(2) 久喜市保育料の徴収に関する規則(平成22年久喜市規則第90号)様式第4号

(3) 久喜市の区域内に住所を有する者並びに久喜市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(平成22年久喜市規則第99号)第2条の表

(久喜市国民健康保険に関する規則及び久喜市国民健康保険保養施設に関する規則の一部改正)

第9条 次に掲げる規則の規定中「市民部」を「健康スポーツ部」に改める。

(1) 久喜市国民健康保険に関する規則(平成22年久喜市規則第126号)第7条

(2) 久喜市国民健康保険保養施設に関する規則(平成22年久喜市規則第127号)第12条

(久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例施行規則等の一部改正)

第10条 次に掲げる規則の規定中「公民館」を「コミュニティセンター」に改

める。

(1) 久喜市農業集落排水処理事業の受益者分担金に関する条例施行規則  
(平成22年久喜市規則第152号) 別表第1

(2) 久喜市墓地、埋葬等に関する条例施行規則(平成22年久喜市規則第  
184号) 第5条第1項第3号

(久喜市窓口事務取扱規則の一部改正)

第11条 久喜市窓口事務取扱規則(平成22年久喜市規則第162号)の一部  
を次のように改正する。

第1条、第2条第2項及び第3条の表中「森下公民館」を「森下コミュニテ  
ィセンター」に改める。

(久喜市集会所条例施行規則の一部改正)

第12条 久喜市集会所条例施行規則(平成22年久喜市規則第188号)の一  
部を次のように改正する。

第2条中「財政部アセットマネジメント推進課」を「総務部庶務課」に改め  
る。

(久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第13条 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年久喜市規則  
第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、公民館補助委員」を削る。

別表第3公民館館長の項を削り、同表中「公民館運営委員」を「公民館事業  
運営委員」に改める。

(久喜市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正)

第14条 久喜市スポーツ推進委員に関する規則(令和4年久喜市規則第18号)  
の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「公民館又は」を削り、「事業」の次に「又は公民館事業の  
うちスポーツに係るもの」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則		現行規則（旧）	
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)		
職務名	職務名	給料表	給料表
事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納行政職給3 推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員(ヘルパー)、料表1級 介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センター アドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員、保育 園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員	事務補助員、市税収納推進員、後期高齢者医療保険料収納行政職給3 推進員、しみん農園指導員、いきいき協力員(ヘルパー)、料表1級 介護保険料収納推進員、ファミリー・サポート・センター アドバイザー、小学校安全監視員、公民館補助委員、保育 園補助員、幼稚園補助員、司書、学芸員		
以下 略	以下 略		
別表第3(第13条関係)	別表第3(第13条関係)		
職種	職種	報酬額	報酬額
休日夜間急患診療所(嘱託薬剤師) 略 ～主任外国語指導助手	休日夜間急患診療所(嘱託薬剤師) 略 ～主任外国語指導助手		
外国語指導助手	外国語指導助手	日額 17,200円	日額 17,200円
公民館事業運営委員	公民館館長	日額 6,000円	月額 30,000円
	公民館事業運営委員	日額 6,000円	日額 6,000円

教育長報告コ 「久喜市いじめ問題発生報告について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

